

# 武蔵野市第 6 期地域福祉計画

## 骨子案

令和 5 年 8 月

武蔵野市第 4 期健康福祉総合計画・

第 6 期地域福祉計画専門部会

武蔵野市第6期地域福祉計画の全体像(目次案)

<目次>

項目及び内容	引用元・方針
<b>第1章 計画の策定にあたって</b>	
第1節 計画策定の背景	今回委員会で議論が必要
第2節 計画の位置づけ	
第3節 計画の期間	
<b>第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題</b>	
第1節 前計画の取組状況	第1回策定委員会において確認済 【資料2】第5期地域福祉計画進捗状況一覧表
第1項 市民の主体的な地域福祉活動の促進	
第2項 安心・安全な暮らしを支える自助・互助・共助の連携	
第3項 生活困窮者への支援	
第4項 誰もがいきいきと輝けるステージづくりの促進	
第5項 サービスの担い手の確保	
第2節 各種調査の結果	第1回策定委員会において確認済 【資料3】地域福祉に関するアンケート調査報告書【速報版】 【資料5】地域福祉団体等ヒアリング報告書
第1項 地域福祉に関するアンケート調査結果	
第2項 地域福祉団体等のヒアリングについて	
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b>	
第1節 基本目標及び基本施策	今回委員会で議論が必要
第2節 施策の体系	今回委員会で議論が必要
<b>第4章 施策の展開(具体的取組み)</b>	
第1節 市民の主体的な地域福祉活動の促進	今回委員会で議論が必要
第2節 安全・安心な暮らしを支える自助・互助・共助の連携	今回委員会で議論が必要
第3節 生活困窮者への支援	今回委員会で議論が必要
第4節 誰もがいきいきと輝けるステージづくりの促進	今回委員会で議論が必要
第5節 地域福祉活動の担い手の確保	今回委員会で議論が必要
第6節 重層的な支援体制の推進・強化 【新規】	今回委員会で議論が必要
<b>第5章 計画の推進と見直し</b>	
第1節 市民・関係機関と連携した取組みの推進	第3回策定委員会で確認
第2節 事業の進行管理及び進捗状況の公表	
第3節 次期計画の策定	

## 第1章 計画の策定にあたって

### 第1節 計画策定の背景

#### 第1項 国の動き

第1回専門部会にて、施策の進捗状況は報告済み  
(第1回専門部会 資料6-(1) 近年の動向の整理)

文案は第3回専門部会で提示

#### 第2項 市の動き

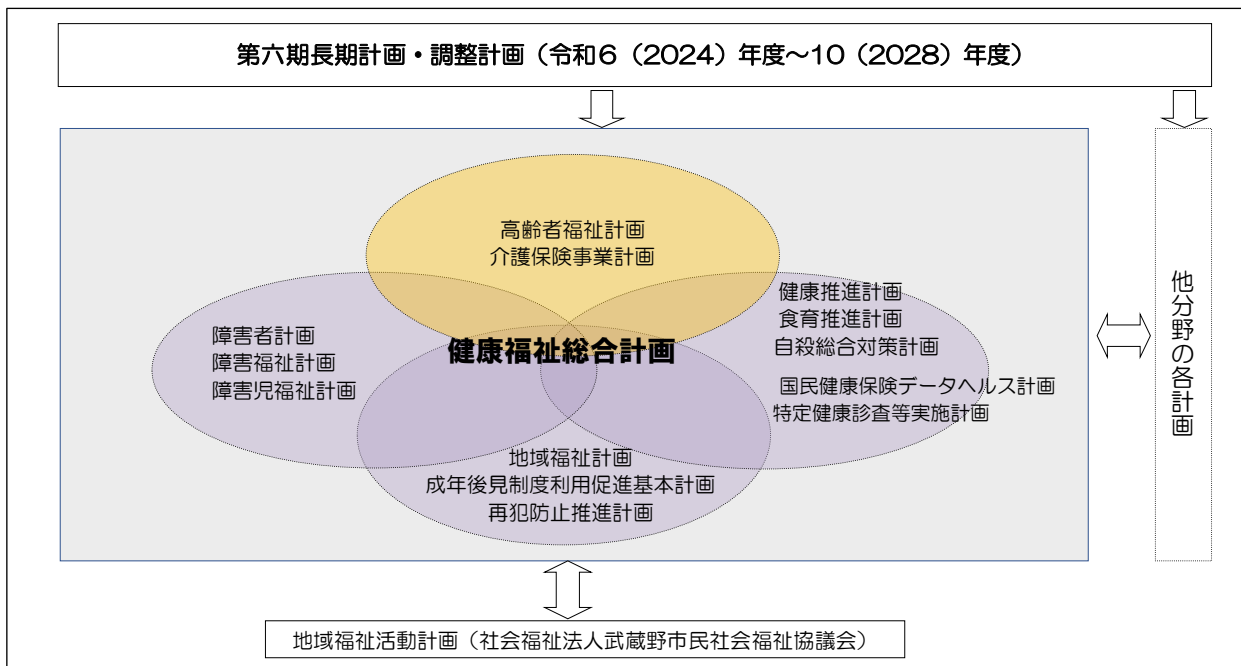
期	計画期間	主な取組内容
第1期	平成4(1992)年度 ～平成13(2001)年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域社協の発足(1995年)</li><li>・テンミリオンハウス川路さんち開設(1999年)</li><li>・高齢者福祉総合条例施行(2000年)</li><li>・レモンキャブ事業本格実施(2000年)</li></ul>
第2期	平成14(2002)年度 ～平成17(2005)年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・シニア活力アップ推進事業実施(2002年)</li><li>・いきいき生活推進事業実施(2002年)</li></ul>
第3期	平成18(2006)年度 ～平成23(2011)年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害時要援護者対策事業実施(2007年)</li></ul>
第4期	平成24(2012)年度 ～平成29(2017)年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・避難行動支援体制開始(2015年)</li><li>・生活困窮者自立支援事業開始(2015年)</li><li>・総合事業開始(認定ヘルパー制度)</li><li>・在宅医療・介護連携推進事業開始(2015年)</li><li>・いきいきサロン事業開始</li><li>・シニア支え合いポイント制度試行実施(2016年)</li></ul>
第5期	平成30(2018)年度 ～令和5(2023)年度	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域包括ケア人材育成センター開設(2018年)</li><li>・武蔵野市成年後見制度利用支援センターを設置(2020年)</li><li>・福祉総合相談窓口の設置(2020年)</li></ul>

## 第2節 計画の位置づけ

本市における行政計画の体系では、第六期長期計画が最上位に位置づけられる計画であり、長期計画の実現のために個別の分野別計画が策定されています。健康福祉分野においては、高齢者福祉、障害者（児）福祉、保健医療、健康推進及び食育推進等の個別計画を策定していますが、本計画は地域福祉分野での施策の推進を担う計画として位置づけられています。

今回の健康福祉総合計画・地域福祉計画の改定に合わせて、成年後見制度利用促進計画の改定と再犯防止推進計画の策定を一体的に行います。なお、本計画と同時に策定された第4期健康福祉総合計画は、健康福祉分野に関する個別計画に共通する横断的な課題や連携すべき課題を総合的に整理し、市の健康福祉行政の目指すべき方向性と総合目標を明らかにするとともに、重点的な取組みを定め、その推進を図るために定めたものです。このことから、第4期健康福祉総合計画は、改正社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画の役割を包含する計画として位置づけられます。

図表 1-1-1 武蔵野市第4期健康福祉総合計画・個別計画 策定イメージ



※「地域福祉活動計画」は、社会福祉法人 武蔵野市民社会福祉協議会が市民や地域福祉活動推進協議会等と連携して定める行動計画です。本計画と相互に連携しながら総合的な地域福祉の推進を目指します。

図表 1-1-3 各計画策定における法令の根拠

地域福祉計画	社会福祉法第107条
成年後見制度利用促進基本計画	成年後見制度利用促進法第14条
再犯防止推進計画	再犯防止推進法第8条
高齢者福祉計画	老人福祉法第20条の8
介護保険事業計画	介護保険法第117条
障害者計画	障害者基本法第11条
障害福祉計画	障害者総合支援法第88条
障害児福祉計画	児童福祉法第33条の20
健康推進計画	健康増進法第8条
食育推進計画	食育基本法第18条

自殺総合対策計画	自殺対策基本法第 13 条の 2
国民健康保険データヘルス計画	国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針
特定健康診査等実施計画	高齢者の医療の確保に関する法律 (第 19 条)

### 第3節 計画の期間

本計画の計画期間は、中・長期的な視野に立った健康・福祉の施策を考える観点から、令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)までの6年とします。

図表 1-1-4 見直しのスケジュール(案)

令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
第六期長期計画 (令和2～11年度)								
			第六期長期計画・調整計画 (令和6～10年度)					
							第七期長期計画 (令和10～19年度)	
第3期健康福祉総合計画 第5期地域福祉計画		第4期健康福祉総合計画 第6期地域福祉計画 第2期成年後見制度利用促進基本計画 再犯防止推進計画						
成年後見制度 利用促進基本計画								
高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画		高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画			高齢者福祉計画 第10期介護保険事業計画			
障害者計画・ 第6期障害福祉計画 第2期・障害児福祉計画		障害者計画・ 第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画			障害者計画・ 第8期障害福祉計画 第4期障害児福祉計画			
第3期健康推進計画・ 食育推進計画		第4期健康推進計画・食育推進計画・ 自殺総合対策計画						
自殺総合対策計画								
▲ 一体的に改定			▲ 見直し			▲ 一体的に改定		
国民健康保険データヘルス計画・ 第3期武蔵野市特定健康診査等 実施計画		第2期国民健康保険データヘルス計画・ 第4期特定健康診査等実施計画						
▲ 改定								

## 第2章 地域福祉を取り巻く状況と課題

### 第1節 前計画期間中の取組状況

前計画期間中の平成30年度(2018年度)から令和5年度(2023年度)までにおいて、「ひとりひとりが つながる 支え合いのまち」の実現に向けて、地域における互助・共助力を高めていくため、以下の施策に取り組んできました。

**第1回専門部会にて、施策の進捗状況は報告済み**  
(第1回専門部会 資料2-(2) 第5期地域福祉計画進捗状況一覧)

**文案は第3回専門部会で提示**

#### 第1項 市民の主体的な地域福祉活動の促進(基本施策1)

- 1 地域福祉活動の促進
- 2 シニア支え合いポイント制度の取組み
- 3 地域福祉コーディネーター(仮称)設置の検討
- 4 民生児童委員協議会、赤十字奉仕団、保護司会の活動支援
- 5 心のバリアフリー事業等の推進

#### 第2項 安心・安全な暮らしを支える自助・互助・共助の連携(基本施策2)

- 1 孤立防止施策の推進
- 2 災害が発生しても安心して暮らし続けられるまちづくりの推進
- 3 権利擁護事業及び成年後見制度の利用促進
- 4 虐待防止の推進
- 5 相談支援ネットワークの連携強化
- 6 バリアフリー化の推進

#### 第3項 生活困窮者への支援(基本施策3)

- 1 生活困窮者等を対象とした総合相談窓口の周知と自立を支援する事業の検討

#### 第4項 誰もがいきいきと輝けるステージづくりの促進(基本施策4)

- 1 市民の多様なステージ(活動、機会など)づくりの支援

#### 第5項 サービスの担い手の確保(基本施策5)

- 1 福祉人材の確保と育成

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 第1節 基本目標と基本施策

#### 第1項 基本目標

武蔵野市第六期長期計画では、健康・福祉分野において、一人ひとりの命を守り、誰もがいきいきと安心して住み続けられる「支え合いのまち」を築いていくことを目的としています。また、介護や医療、看取りのニーズがピークを迎える令和22（2040）年を展望し、市民一人ひとりの多様なニーズや困りごとを捉え、地域の課題を把握し、福祉から武蔵野市の地域づくりを進めています。本計画でも同じ目標を目指して、施策を展開していきます。

仮) ひとりひとりが つながる  
支え合いのまち

#### 第2項 基本施策

武蔵野市第六期長期計画の施策の方向性との整合を図るとともに、基本目標である「ひとりひとりが つながる 支え合いのまち」の実現に向けて、地域における互助・共助の力を高めていくため、次の6つを基本施策として位置づけます。

1	市民の主体的な地域福祉活動の促進
2	安全・安心な暮らしを支える自助・互助・共助の連携
3	生活困窮者への支援
4	誰もがいきいきと輝けるステージづくりの促進
5	地域福祉活動の担い手の確保
6	重層的な支援体制の推進・強化



### 第3項 施策体系図

第六期長期計画・調整計画	第6期地域福祉計画	
基本施策1 まちぐるみの支え合い を実現するための取組 み	<b>基本施策1 市民の主体的な地域福祉活動の促進</b>	
		(1) 地域社協（福祉の会）をはじめとする地域福祉団体への活動支援の充実
		(2) 市民社協等財政援助出資団体との連携
		(3) シニア支え合いポイント制度の推進
		(4) 民生児童委員協議会、赤十字奉仕団、保護司会の活動支援
		(5) 地域担当の役割の拡充
		(6) ボランティア学習・福祉学習の推進
基本施策3 安心して暮らし続けられるための相談支援体制の充実	<b>基本施策2 安全・安心な暮らしを支える自助・互助・共助の連携</b>	
		(1) 見守り・孤立防止の推進
		(2) 安否確認及び避難支援体制づくりの推進
		(3) 権利擁護事業・成年後見制度の利用の促進
		(4) 在宅医療・介護連携推進事業の推進
	<b>基本施策3 生活困窮者への支援</b>	
		(1) 多様な形での就労支援の実施
	(2) 次世代育成支援事業の実施	
基本施策1 まちぐるみの支え合い を実現するための取組 み	<b>基本施策4 誰もがいきいきと輝けるステージづくりの促進</b>	
	(1) 市民の多様なステージ（活動、機会など）づくりの支援	
基本施策4 福祉人材の確保と育成 に向けた取組み	<b>基本施策5 地域福祉活動の担い手の確保</b>	
	(1) 地域福祉活動を支える人材の発掘・確保	
基本施策3 安心して暮らし続けられるための相談支援体制の充実	<b>基本施策6 重層的な支援体制の推進</b>	
		(1) 包括的な相談支援の体制の推進
		(2) 参加支援の実施
	(3) 地域づくりに向けた事業の整理と拡充	

【参考】第5期地域福祉計画の施策体系

武蔵野市第五期長期計画・調整計画 基本施策	武蔵野市第5期地域福祉計画 基本施策	
支え合いの気持ちをつむぐ	1	市民の主体的な地域福祉活動の促進
誰もが地域で安心して暮らしつづけられる 仕組みづくりの推進	2	安心・安全な暮らしを支える自助・共助・公助 の連携
誰もが地域でいきいきと輝けるステージ づくり	3	生活困窮者への支援
住み慣れた地域で生活を継続するための 基盤整備	4	誰もがいきいきと輝けるステージづくりの促進
	5	サービスの担い手の確保

## 第 4 章 施策の展開（具体的取組み）

### 第 1 節 市民の主体的な地域福祉活動の促進（基本施策 1）

#### 論点① 地域福祉活動の継続・発展に向けて必要な支援

- 地域福祉活動の活性化に向けて、公的サポートとしては、情報提供や経済的支援、活躍の機会が求められている。また参加促進に向けては、賛同できる活動の趣旨・内容であることや空き時間を活用して活動できることが求められている。
- 「共同募金事業のあり方の検討」（新規）では、集合住宅の増加や住宅のセキュリティの強化等を背景に、個別訪問中心の募金活動からの転換で、令和元年度より、市内各所に募金箱を設置して寄付を募る方法に変更して実施している。
- 「シニア支え合いポイント制度の拡充」（拡充）では、協力施設・団体数が毎年増加している。毎年度、推進協議会を開催し、情報共有と課題の整理を実施し、介護福祉人材のすそ野の拡大を図っている。
- 活動の課題として、「活動員の不足や固定化・高齢化」や「団体の認知度が低い」「活動拠点が必要」「活動団体どうしの交流・連携」「時代に即した運営」「社会情勢の変化に対応した持続可能な地域活動」といった意見があげられた。

### 第 2 節 安全・安心な暮らしを支える自助・共助・共助の連携（基本施策 2）

#### 論点② 地域でのつながりを維持していくために必要なこと

- 地域とのつながりが希薄化しつつある中、社会的に孤立しない地域づくりや仕組みづくりが求められている。
- 地域の様々な相談先とのつながりを持つこと、相談先を知らない人が多いことから、気軽に相談を受けられる窓口の更なる周知が必要と考えられる。
- 住み慣れた地域で安心して生活していく上で、地域住民による相互の助け合いは大切であり、世代に応じた支援ニーズの把握に努めるとともに、日頃からの地域での見守りや支え合いの体制づくり、世代間交流の機会が求められている。
- 地域で活動している団体等や相談できる窓口の認知度の向上に向けた取組みが必要である。また、地域の複合的・分野横断的な課題に対応するため、相談支援ネットワークの充実が求められている。
- コロナ禍で失われた運動や体を動かす機会や人とのつながり、活動機会を取り戻すような日常生活の中での活動が求められている。
- 平成 26 年 7 月より、社会福祉士等の専門職が原則週 1 回、決められた日時に電話による安否確認を実施しており、利用登録者数は増加している。
- 地域の課題として、コロナ禍の影響や詐欺対策等で外出を控えている高齢者の社会参加が求められている。

- 孤立防止対策の促進、交流・居場所づくり、地域のつながりや顔の見える関係性の構築といった課題があげられた。

### 論点③ 権利擁護・意思決定支援を進める上で必要なこと

- 地域で暮らす認知症等の人の増加が見込まれる中、判断能力が不十分な人の権利擁護の推進と成年後見制度の利用促進が求められている。
- 福祉公社が広く市民の方に利用しやすい権利擁護次号の利用促進を図るため、事業の広報を実施、成年後見は相談から申立まで、継続的に準備に係る支援を実施している。地域福祉権利擁護利用者は毎年 40 人前後で推移している。
- 本市においても 65 歳以上の約 7.5 人に 1 人に認知症の症状があると言われている。
- 福祉公社の権利擁護センターにて、市民の皆様が安心して生活できるよう、成年後見制度の法人後見や地域福祉権利擁護事業、老いじたくに関する事業等を実施している。

## 第 3 節 生活困窮者への支援（基本施策 3）

### 論点④ 生活困窮者への支援をさらに進めていくために必要なこと

- 生活に困った経験は、若年層ほど高い傾向があり、若年層に向けた支援が求められている。
- 地域共生社会の実現を目指す中、生活困窮者支援の分野でも、複合的な課題への対応に向けて、各種施策と連携して、包括的な相談支援体制とそこにつなげるための普及・啓発を進めていくことが求められている。
- 平成 30（2018）年度より家計収支の改善が必要な方に対し、滞納解消に向けた支援を実施している。実利用者数は令和 3（2021）年度より 12 人に増加した。
- 令和元（2019）年度より、不登校等の課題を抱える子どもや新たなニーズに対応するため、サポート型学習支援教室を開始した。令和 2（2020）年度より 2 教室に拡大した。
- 物価高やコロナウイルスの影響もあり、低所得者支援や離職者支援、困窮している高齢者の増加、生活困窮の相談に訪れる 20 代・30 代が多いといった意見があげられた。

## 第 4 節 誰もがいきいきと輝けるステージづくりの促進（基本施策 4）

### 論点⑤ 参加支援につなげるために必要なこと

- 活動の参加理由は、社会貢献や向上心、知識や経験の活用といった自発的な要素のほか、友人・知人等からの誘いもあり、対象を絞った戦略的な広報や活動への参加のきっかけづくりが効果的である。
- 市民社協で定年を迎えた方々が地域福祉活動へ参加するきっかけづくりを支援している。「お父さんお帰りなさいパーティ」の参加者は、平成 30（2018）年度に比べて、令和 4（2022）年度では 2 倍以上に増加した。
- 市民社協では、ボランティアセンター武蔵野において、希望者に活動先の紹介やボランティア講座の紹介を行っている。

- 男性の退職後の地域での活動の場づくり、自身の今までの社会貢献してきたような経験を生かすことなどの意見があった。
- 「いきいきサロン」へなどの通いの場の参加者が固定化しているため、新たな会員の獲得が求められている。

## 第5節 地域福祉活動の担い手の確保（基本施策5）

### 論点⑥ 地域福祉活動を支える人材の発掘・確保

- 地域への関心度が8割を超える中、市民の主体的な地域福祉活動に向けて、以前参加していたことがある層への働きかけと未参加者層への働きかけが考えられる。
- 活動を知る手段は、家族・友人、近所の人、学校など、知り合いを介したつながりも多いことから、サービスの担い手の確保のためには普段から声かけができるような関係をつくることが重要である。
- 地域福祉活動を支える担い手の確保に向けて、地域への関心度を高める機会を提供したり、以前活動したことがある人など潜在的な地域福祉活動の担い手層へのアプローチ等が求められている。
- 平成29（2017）年度に、地域包括ケア推進人材育成センターを設置し、人材・養成事業、研修・相談事業、就労支援事業、事業者・団体支援事業の4つの柱として総合的な支援を実施している。
- 市民社協と連携し、地域の互助・共助を担う、地域社協（福祉の会）の活動内容の充実や広報の充実を図っている。
- シニア支え合いポイント制度や災害時要援護者対策事業等、地域福祉活動の導入となるような制度を活用し、潜在的な地域福祉活動の担い手の発掘をはかっている。

## 第6節 重層的な支援体制の推進・強化（共通課題）

### 論点⑦ 重層的な支援体制の推進・強化に向けた取組み

- 地域福祉、生活福祉、高齢者福祉、障害者福祉、健康等、様々な健康福祉分野と連携しながら、まちぐるみで支え合える地域づくりが求められている。
- 令和3（2021）年度に福祉総合相談窓口を設置し、福祉に関する相談先や解決方法がわからない困りごとや生活の不安等への対応をしてきた。相談内容に応じて町内外の関係機関等が連携し、全世代に対応した包括的な相談支援ネットワークを強化してきた。